

別表 1(第 5 条関係)

補助対象となる経費

区分	対象となる経費	補助金の額
申請書類の作成等に係る経費	開業及び法人設立に伴う司法書士、行政書士等に支払う申請書類作成経費	上限 5 万円
新築費・増改築費・購入費・改修費・設備費	1 店舗・工場・事務所等の用途に使用するための新築、増改築、購入(中古含む。)又は外装・内装工事に係る経費 ※住居と兼用の場合は、住居部分を除く面積を対象とする。 2 店舗・工場・事務所で使用する機械、工具、器具、備品等の購入費用 ※1 件の購入費用は 1 万円以上 50 万円未満(消費税を除く。)とする。 ※中古品購入の場合は、2 者の見積書を提出 3 車両等の動産をその事業用途のみに用いるために必要な設備を整えるために改造する経費	上限 70 万円
広報費	1 ウェブサイトの作成費用及び更新費用(補助対象期間内に限る。) 2 販路開拓に係る広告宣伝費、パンフレット印刷費、展示会等の出展に係る経費 3 広告宣伝のために臨時的に雇い入れた者のアルバイト代、派遣労働者の派遣料、交通費等 4 ダイレクトメールの送付に係る経費 5 販路開拓に係る事業説明会及び商談会等の開催費又は参加費	上限 25 万円
賃借料	1 店舗、工場、事務所、駐車場等の賃借料及び共益費 2 事業遂行に直接必要な機器・設備等のリース料又はレンタル料として支払われる経費	上限 30 万円
その他の経費	1 パソコン及び周辺機器、タブレット、カメラ 2 新規雇用(町内在住者に限る)	1 上限 10 万円 2 10 万円／人

※補助対象経費が 50 万円以上の場合は、2 者以上の見積書を提出すること。

別表 2(第 5 条関係)

補助対象とならない経費

区分	対象とならない経費
申請書類の作成等に係る経費	1 商号の登記、会社設立登記、登記事項変更に係る経費 2 定款認証料及び収入印紙代 3 その他官公庁に対する各種証明書類取得費用(印鑑証明等)
新築費・増改築費・購入費・改修費・設備費	1 機械・工具・器具・備品等で 50 万円以上のもので、リース・レンタルで調達できないもの 2 外構工事費、駐車場の整備費及び舗装経費 3 車両及び船舶等の購入費 4 ソフトウェアの購入費、ライセンス費用 5 古い機械、工具、器具、備品等の撤去、廃棄費用
広報費	1 切手の購入費用 2 本補助対象事業と関係のない活動に係る広報費(補助対象事業に係る広報費と限定できないもの)
賃借料	1 店舗、工場、事務所、駐車場等の賃貸借契約に係る敷金・礼金・保証金 2 住居と兼用している事務所等 3 既に借用している場合は、補助金交付決定日前に支払った賃借料 4 事業に伴う火災保険料及び地震保険料 5 個人事業者、法人の代表者又はそれらの三親等以内の親族が所有する店舗、工場、事務所、駐車場等の賃借料
その他の経費	1 消耗品(事務用品、衣類・食器等の消耗品に類する費用、新聞等購読料等) 2 求人広告費 3 通信運搬費(電話代、インターネット利用料金等)及び光熱水費 4 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用 5 プリペイドカード、商品券の金券購入費 6 団体等の会費及びフランチャイズ契約に伴う加盟・一括広告費 7 自動車等車両の修理費、車検費 8 スマートフォン、携帯電話の購入費 9 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用及び訴訟等のための弁護士費用 10 補助対象者が所有する店舗・工場・事務所・駐車場を使用する場合の公租公課(消費税含む)、各種保険料 11 支払のための銀行等の振込手数料 12 借入金などの支払利息 13 補助対象者及び従業員が取得する資格等に係る経費 14 他の事業との明確な区分が困難である経費

- | | |
|--|---|
| | 15 汎用性があるもの、また、補助対象事業以外の目的に使用できるものに係る経費 |
| | 16 公的な資金の使途として、社会通念上不適切な経費 |